

平成30年10月17日

第4回いの町水道事業経営審議会資料

## 答 申 (案)

いの町水道事業経営のあり方について

# (答申案)

平成30年11月2日

いの町水道事業者

いの町長 池田 牧子 様

いの町水道事業経営審議会

会長 楠本 光春

いの町水道事業経営のあり方について (答申)

平成30年7月19日付け、30い水第23号で諮問のあったいの町水道事業経営のあり方について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

## 記

### 1 審議事項

#### (1) 水道料金の改定について

水道事業は、町民生活や事業活動を支える重要なライフラインであり、地方公営企業法により公営企業として、公共性と健全性に基づく経営を行い、将来にわたり安定的に事業を継続し、安心・安全な水道水を供給することが求められている。

しかし、今後、いの町の水道事業の状況は、給水人口の減少のほか、節水意識の定着、節水機器の普及等により給水収益の増加が見込めないなか、次第に老朽化する水道施設の更新や南海トラフ地震に備えた基幹管路及び災害時重要ルートの耐震化などの整備を進めていかなければならない状況となっている。

財政状況については、平成29年度から10年間の経営見通しである財政シミュレーションによると、現行の料金水準を維持した場合、平成29年度から単年度純損失が継続していく赤字経営となり、平成36年度以降は補てん財源の不足に陥る状況が見込まれている。

このような財政状況を改善するためには、より一層の経費削減などの経営努力を行うとともに、給水収益の増加を図る必要があり、健全経営、独立採算の事業収益の確立に向けて、水道料金の改定はやむを得ないと判断する。

## (答申案)

### (2) 料金の改定時期について

適切な投資を行いながら絶えず健全経営を継続していくことが住民サービスとしてふさわしいと考えるが、老朽化施設の更新や耐震化の推進を進めるためには、その予算である資本的支出の財源となる単年度純利益の確保が重要である。すでに単年度純損失となっている状況は早期に是正する必要がある、単年度純利益の継続に向けての料金改定は、議会承認や利用者への周知など必要な手続きを経て、平成31年度中の早期の施行が妥当である。

### (3) 料金体系・基本水量について

現状の用途別料金収入や水量構成比率の割合、基本水量を改定すると想定した場合の財政シミュレーション、県内市町村の状況などを参考に、料金体系・基本水量の改定を検討したが、経営改善につながる給水収益の増加は見込まれず、基本水量の改定は少量利用者への影響も大きい。また、料金改定の場合は約20年ぶりの改定となることから、利用者の理解のしやすさやなども踏まえ、料金体系・基本水量については現行どおりが望ましい。

### (4) 料金の改定幅について

基本料金と超過料金について、それぞれ20%（ケース1）、25%（ケース2）、30%（ケース3）、35%（ケース4）アップした場合と、基本水量について一般用を6m<sup>3</sup>、営業用を10m<sup>3</sup>とし基本料金と超過料金を15%アップした場合（ケース5）、平成35年度まで20%、平成36年度以降を35%アップとした場合（ケース6）、平成34年度まで30%アップ、平成35年度以降を35%アップとした場合（ケース3+4）の、7つのケースの財政シミュレーションや料金早見表などにより検討を行った。

将来にわたり安定的に水道事業を継続していくためには、単年度純利益の継続かつ運転資金については将来の投資財源を確保し、また、事故や災害などの万一に備えられるよう資金を確保していく必要がある。単年度純利益の継続かつ運転資金の確保には、30%もしくは35%アップの料金改定による給水収益の増収が必要となるが、利用者に対しては水道料金の急激な負担増を考慮し、極力、改定幅を抑えた現行の基本料金と超過料金をそれぞれ30%アップとすることが望ましい。

## (答申案)

### 2 付帯意見

#### (1) 経営努力について

水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、今後もさらなる経営の効率化に努め、適正かつ健全な経営の継続を図ること。

#### (2) 料金改定の周知について

料金改定にあたっては、改定の必要性などについて利用者に十分説明する必要がある、改定内容については、ホームページや広報への掲載等により、分かりやすく周知すること。また、消費税及び地方消費税の改定が平成31年10月から見込まれていることも併せて周知すること。

#### (3) 料金の今後の見直しについて

水道料金の改定については、今回30%（料金収入29.56%増）の改定幅を答申するが、財政シミュレーションでは平成35年度以降は、再び当年度純損失が継続する状況が見込まれている。

平成35年度以降の水道料金等のあり方については、社会情勢や水需要の動向を考慮し改めて検討する必要がある、今後においても、将来を見据えた中長期的な財政シミュレーションの見直しを定期的に行い、水道事業経営の状況を継続的に把握するとともに、料金体系を含めた適正な料金水準の検討を行っていく必要がある。

## (答申案)

水道料金表 (消費税含まず)

【現 行】

用途・口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	メーター使用料
一般用 13 ㍓	8 m <sup>3</sup>	4 8 0 円	9 5 円	7 0 円
20 ㍓				1 2 0 円
25 ㍓				1 4 0 円
30 ㍓				2 2 0 円
40 ㍓				3 0 0 円
50 ㍓				1, 2 0 0 円
75 ㍓				1, 5 0 0 円
営業用 13 ㍓	1 0 m <sup>3</sup>	6 5 0 円	1 0 5 円	7 0 円
20 ㍓				1 2 0 円
25 ㍓				1 4 0 円
30 ㍓				2 2 0 円
40 ㍓				3 0 0 円
50 ㍓				1, 2 0 0 円
75 ㍓				1, 5 0 0 円
臨時用 13 ㍓	なし	1 m <sup>3</sup> につき 1 9 5 円		7 0 円
20 ㍓				1 2 0 円
25 ㍓				1 4 0 円
30 ㍓				2 2 0 円
40 ㍓				3 0 0 円
50 ㍓				1, 2 0 0 円
75 ㍓				1, 5 0 0 円

## (答申案)

水道料金表（消費税含まず）

【答 申】・基本料金及び超過料金それぞれ30%改定を行う。

用途・口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	メーター使用料
一般用 13 ㍓	8 m <sup>3</sup>	6 2 5 円	1 2 5 円	7 0 円
20 ㍓				1 2 0 円
25 ㍓				1 4 0 円
30 ㍓				2 2 0 円
40 ㍓				3 0 0 円
50 ㍓				1, 2 0 0 円
75 ㍓				1, 5 0 0 円
営業用 13 ㍓	1 0 m <sup>3</sup>	8 4 5 円	1 3 5 円	7 0 円
20 ㍓				1 2 0 円
25 ㍓				1 4 0 円
30 ㍓				2 2 0 円
40 ㍓				3 0 0 円
50 ㍓				1, 2 0 0 円
75 ㍓				1, 5 0 0 円
臨時用 13 ㍓	なし	1 m <sup>3</sup> につき 2 5 5 円		7 0 円
20 ㍓				1 2 0 円
25 ㍓				1 4 0 円
30 ㍓				2 2 0 円
40 ㍓				3 0 0 円
50 ㍓				1, 2 0 0 円
75 ㍓				1, 5 0 0 円

## (答申案)

(参考：使用水量別水道料金（消費税含む）の比較)

【一般用の場合】※（基本料金＋超過料金＋メーター使用料）× 消費税

13ミリ	【現行】	【答申】 消費税8%	増額	(参考) 消費税10%
0m <sup>3</sup> ～8m <sup>3</sup> まで	594円	750円	156円	764円
10m <sup>3</sup>	799円	1,020円	221円	1,039円
20m <sup>3</sup>	1,825円	2,370円	545円	2,414円
30m <sup>3</sup>	2,851円	3,720円	869円	3,789円
40m <sup>3</sup>	3,877円	5,070円	1,193円	5,164円
50m <sup>3</sup>	4,903円	6,420円	1,517円	6,539円

20ミリ	【現行】	【答申】 消費税8%	増額	(参考) 消費税10%
0m <sup>3</sup> ～8m <sup>3</sup> まで	648円	804円	210円	819円
10m <sup>3</sup>	853円	1,074円	275円	1,094円
20m <sup>3</sup>	1,879円	2,424円	599円	2,469円
30m <sup>3</sup>	2,905円	3,774円	923円	3,844円
40m <sup>3</sup>	3,931円	5,124円	1,247円	5,219円
50m <sup>3</sup>	4,957円	6,474円	1,571円	6,594円

【営業用の場合】※（基本料金＋超過料金＋メーター使用料）× 消費税

13ミリ	【現行】	【答申】 消費税8%	増額	(参考) 消費税10%
0m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで	777円	988円	211円	1,006円
20m <sup>3</sup>	1,911円	2,446円	535円	2,491円
30m <sup>3</sup>	3,045円	3,904円	859円	3,976円
40m <sup>3</sup>	4,179円	5,362円	1,183円	5,461円
50m <sup>3</sup>	5,313円	6,820円	1,507円	6,946円

20ミリ	【現行】	【答申】 消費税8%	増額	(参考) 消費税10%
0m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで	831円	1,042円	211円	1,061円
20m <sup>3</sup>	1,965円	2,500円	535円	2,546円
30m <sup>3</sup>	3,099円	3,958円	859円	4,031円
40m <sup>3</sup>	4,233円	5,416円	1,183円	5,516円
50m <sup>3</sup>	5,367円	6,874円	1,507円	7,001円

(答申案)

## 付 属 資 料

1. いの町水道事業経営審議会委員名簿
2. 開催経過及び審議事項
3. 諮問書

## (答申案)

### 1. いの町水道事業経営審議会委員名簿

	氏名	備考
会長	楠本 光春	いの町民生委員・児童委員協議会（伊野地区）
副会長	池 英子	いの町区長連合会（伊野地区）
委員	田岡 徹	いの町区長連合会（吾北地区）
委員	和田 守	いの町区長連合会（本川地区）
委員	松原 恒良	枝川地区区長会
委員	曾我部 明美	いの町民生委員・児童委員協議会（吾北地区）
委員	松本 健市	いの町民生委員・児童委員協議会（本川地区）
委員	池田 美代	いの町連合婦人会
委員	吉村 哲也	いの町商工会
委員	國行 耕征	いの町立小中学校PTA連合会

### 2. 開催経過及び審議事項

	日時・場所	審議事項
第1回	平成30年7月19日（木） 午後2時から いのホール	・諮問「いの町水道事業経営のあり方について」 ・議事 （1） 審議会の審議概要の公表について （2） いの町水道事業経営審議会について （3） 水道事業のしくみ （4） 水道事業経営の現状と課題
第2回	平成30年8月27日（月） 午後3時から すこやかセンター伊野大会議室	・議事 （1） 水道事業の概要について （2） 料金水準と料金体系について
第3回	平成30年10月4日（木） 午後3時から いのホール	・議事 （1） 料金改定内容の検討について （2） 答申書の作成にむけて
第4回	平成30年10月17日（水） 午後3時から いの町立図書館多目的ホール	・議事 （1） いの町水道事業経営のあり方について（答申案）について
第5回	平成30年11月2日（金） 午前8時30分から 町長室	・答申「いの町水道事業経営のあり方について」

## (答申案)

30い水第23号  
平成30年7月19日

いの町水道事業経営審議会会長 様

いの町水道事業者  
いの町長 池田 牧子



いの町水道事業経営のあり方について（諮問）

本町の水道事業は、町民生活や事業活動を支える重要なライフラインとして、安全な水道水の安定供給に努めてきました。

しかしながら、今後の水道事業をとりまく状況は、節水機器の普及や人口減少などにより、水需要は減少傾向にあり、収入の大部分を占める水道料金の増加は見込めない中で、老朽化施設の更新や災害対策等への取組みを進める必要があります、経営状況は非常に厳しいものとなってきています。

経営面では、平成29年度決算は赤字に陥ることや、今後においても赤字が継続する見込みであり、収支不足を解消する必要が生じています。

将来にわたり安定的に水道事業を持続していくためには、経営基盤の強化は不可欠であり、独立採算の事業収益の確立の実現に向けた「水道事業の経営のあり方」について、ご審議賜りたく、貴審議会に諮問いたします。